

High School Human Rights

(高校人権教育通信 第 21 号) 平成 29 年 (2017 年) 9 月 8 日



発行 長野県教育委員会事務局 心の支援課

発行人 小松 容 (心の支援課長)

MAIL kokoro@pref.nagano.lg.jp

いわゆる「性的マイノリティ」の人を正しく理解するために

生まれた時の外観や血液検査などで判断される「身体の性」と、自分が自覚している「心の性」は、必ずしも一致するものではありません。恋愛対象が異性とは限りません。周りと違う自分に違和感を持ちながらも、いじめや差別につながることへの不安から、誰にも相談ができず悩んでいる人がいます。

中には、セクシュアリティ(性のあり方)に関係する“からかい”や“差別的な言葉の暴力”により、自尊心を傷つけられ、さらには、不登校、自殺につながることもあります。

学校においては、学級に当該生徒が在籍していることを想定した上で、文部科学省からの通知を踏まえるとともに、すべての教職員がいわゆる「性的マイノリティ」の人に対する正しい理解を深め、生徒が安心して学校生活を送ることができるための環境づくりを推進する必要があります。

「性的マイノリティ」とは

世の中には生まれもった性(体の性)と心で感じている性(心の性)が異なる人、一致しない人がいます。

また、性的指向(どんな性に魅力を感じるか)もすべての人が「異性愛者」とは限りません。自分と同じ性に魅力を感じる「同性愛者」や男性にも女性にも魅力を感じる「両性愛者」、性的な関係を求めない「無性愛者」もいます。

社会的には少数派のそういった人たちのことを「性的マイノリティ」といいます。

性的マイノリティの 카테고리を表すときに使う言葉として、「LGBT」があります。

「L」「G」「B」「T」はそれぞれの言葉の頭文字です。

「L」… レズビアン →女性同性愛者。女性で女性を愛する方。

「G」… ゲイ →男性同性愛者。男性で男性を愛する方。

「B」… バイセクシュアル →両性愛者。愛する人が同性の場合も異性の場合もある方。

「T」… トランスジェンダー →生まれたときに法律的・社会的に割り当てられた性別とは異なる性別を生きる方。

「性同一性障害」とは、自分自身が認識する性別と身体の性別が一致しない人のことを指す医学上の診断名です。トランスジェンダーは性同一性障害よりも広い概念とされ、トランスジェンダーの人の中には、性同一性障害の診断を受けていない人もいます。

また、心の性(性自認)においては、女性でも男性でもないとする、あるいは揺れているエックスジェンダーと呼ばれる人がいます。

「性的マイノリティ」の割合

「LGBTに関する意識調査」(株式会社LGBT総合研究所・2016年)によりますと、LGBT等の性的

マイノリティに該当する人は約 8.0%といわれています。

つまり、「約 13 人に 1 人は LGBT」ということです。これは、日本人に占める左利きの人や AB 型の人とだいたい同じくらいの割合です。高校の HR には、当該生徒が数名在籍していると考えることが自然です。

文部科学省の通知から

「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細やかな対応等の実施について（教職員向け）」（文部科学省）には、以下の内容が示されています。

- 1 性同一性障害に係る児童生徒についての特有の支援
 - ・ 学校における支援体制 ⇒「サポートチーム」の設置による対応
 - ・ 医療機関との連携
 - ・ 学校生活の各場面での支援（別表「学校における支援の事例」参照）
 - ・ 卒業証明書等 ⇒戸籍上の性別変更を行った者への対応
 - ・ 当事者である児童生徒の保護者との連携 等
⇒保護者と十分話し合い、可能な支援を行うこと
- 2 係る児童生徒への相談体制等の充実
 - ・ いじめや差別を許さない適切な生徒指導・人権教育等の推進
 - ・ 悩みや不安を抱える児童生徒の良き理解者となることのできる教職員の育成
 - ・ 児童生徒が相談しやすい環境の整備 等

別表「学校における支援の事例」

項目	支援の事例
服装	・自認する性別の制服・衣服や、体操着の着用を認める。
髪型	・標準より長い髪型を一定の範囲で認める（戸籍上男性）。
更衣室	・保健室・多目的トイレ等の利用を認める。
トイレ	・職員トイレ・多目的トイレの利用を認める。
呼称の工夫	・校内文書（通知表を含む。）を児童生徒が希望する呼称で記す。 ・自認する性別として名簿上扱う。
授業	・体育及び保健体育において別メニューを設定する。
水泳	・上半身が隠れる水着の着用を認める（戸籍上男性）。 ・補習として別日に実施、又はレポート提出で代替する。
運動部の活動	・自認する性別に係る活動への参加を認める。
修学旅行等	・1人部屋の使用を認める。入浴時間をずらす。

文部科学省調べ

※上記はあくまで対応の一例です。画一的に例示のと通りの対応をするのではなく、当該児童生徒等の気持ちを考慮し、柔軟に対応することが大切です。

性同一性障害に係る児童生徒が求める支援は、当該児童生徒が有する違和感の強弱等に応じ様々です。また、その違和感は成長に従い変動があり得るものとされていることから、先入観をもたず、その時々児童生徒の状況等に応じた支援を行うことが必要です。教職員自身が性同一性障害や「性的マイノリティ」全般についての心ない言動（ホモ、オカマ、レズ、オネエなど）を厳に慎むことはもちろん、このような“からかい”や“差別的な言葉の暴力”を許さない環境を整えなければいけません。

ある性的マイノリティの当事者の方からのメッセージです。

「理解することは難しいかもしれませんが、でも、知ろうとする事が大きな一歩になると思います。先生方が知ってくださる事は子どもたちにとって、大きな安心につながります。」

性同一性障害に係る児童生徒や「性的マイノリティ」とされる児童生徒について、教職員が性のあり方の多様性について理解を深めるとともに、当該児童生徒のありのままの姿を受容し、本人の自尊感情や自己肯定感を育むことが大切です。今一度、教職員が正しい知識を確認し、日頃より生徒が相談しやすい環境を整えられているか、点検することが求められています。

（参考文献）

- いじめの防止等のための基本的な方針（平成29年3月改訂）文部科学省
- 平成29年度人権教育指導者養成研修 文部科学省行政説明資料（平成29年7月） 教職員支援機構
- 「性的マイノリティ」に対する正しい理解のために（平成28年3月） 兵庫県教育委員会